

貸借対照表

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	25,499	買掛金	1,039,521
受取手形	40,846	未払金	1,087,423
売掛金	1,302,749	未払費用	105,865
商品	411,501	前受金	123,009
前払費用	14,631	預り金	167,234
繰延税金資産	145,001	賞与引当金	90,801
短期貸付金	312,445	役員賞与引当金	8,425
未収入金	111,730	その他	248
その他	13,266	流動負債合計	2,622,529
貸倒引当金	△3,383	II 固定負債	
流動資産合計	2,374,290	役員退職慰労引当金	2,043
II 固定資産		長期預り保証金	44,920
1 有形固定資産		資産除去債務	71,471
建物	20,312	固定負債合計	118,434
レンタル機械	458,733	負債合計	2,740,964
工具器具備品	11,546	(純資産の部)	
建設仮勘定	73,697	I 株主資本	
有形固定資産合計	564,289	1 資本金	30,000
2 無形固定資産		2 資本剰余金	
ソフトウェア	673	資本準備金	412,131
施設利用権	7,237	資本剰余金合計	412,131
無形固定資産合計	7,910	3 利益剰余金	
3 投資その他の資産		(1) 利益準備金	7,500
破産債権等	1,187	(2) その他利益剰余金	
長期前払費用	2,690	繰越利益剰余金	224,023
前払年金費用	61,922	利益剰余金合計	231,523
繰延税金資産	124,890	4 自己株式	△182,872
差入保証金	83,489	株主資本合計	490,782
その他	12,300	純資産合計	490,782
貸倒引当金	△1,225		
投資その他の資産合計	285,255		
固定資産合計	857,456		
資産合計	3,231,746	負債及び純資産合計	3,231,746

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっております。

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う金額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出にあてるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う金額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

ただし、当期末においては、前払年金費用が発生しているため、退職給付引当金を計上していません。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成21年6月9日に開催された定時株主総会にて慰労金の打ち切り支給議案が可決され、役員退職慰労引当金制度を廃止いたしました。

しかし、定時株主総会では、対象役員の退任時に支給する金額の上限を決議したのみのため、支給見込額は引き続き「役員退職慰労引当金」に表示しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

のうち、リース取引開始日が新リース会計基準適用開始前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

②消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当期純損失金額 299,818 千円